

要件1) 算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、「医療機関から入所する者が家庭から入所する者の〇倍以上」であること

【算出方法(案)】

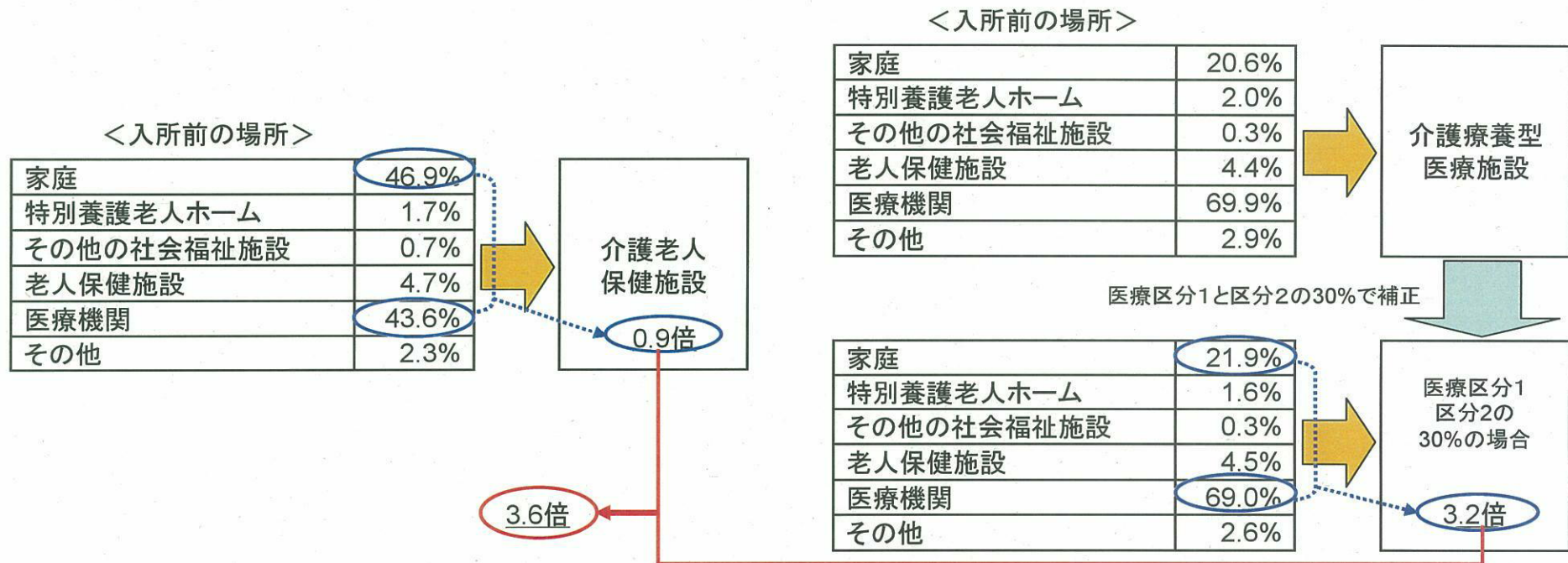
○「H13年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)及び「H18年 慢性期入院医療の包括評価に関する調査」(厚生労働省保険局)における調査結果を基に、「療養病床から転換した介護老人保健施設」及び「既存の介護老人保健施設」について、入所前の場所が「家庭」である場合と「医療機関」である場合の比率(医療機関/家庭)を算出した

⇒その結果、「療養病床から転換した介護老人保健施設:3.2倍」、「既存の介護老人保健施設:0.9倍」となった。

○「療養病床から転換した介護老人保健施設」については、一般病床からの退院者の受け皿としての機能を継続することが期待されることから、「医療機関から入所する者が家庭から入所する者の〇倍以上」であることを要件とする。

○なお、最終的に基準を設定する際には、最新のデータをもとに、平均的な値と分散の幅を踏まえつつ設定する。

○また、入退所者については、月単位の変動が非常に大きいことから、一定の評価期間(12月)が必要であり、さらにこの要件については新規入所者を対象とすることから、この要件は平成21年4月から適用することが適切ではないか。



※データについては、H13年度介護サービス施設・事業所調査を使用し、療養病床から転換した老健施設の入所者については、「医療区分1及び医療区分2の30%の者が移行する」と仮定した。最新のデータや計画値が明らかになった際は、それらを用いて再計算を行うこととする。